

肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の実施要綱(案) 骨子

※H30.3.6時点の案であり、今後変更となる可能性がある。

実施要綱(案)の主な項目

1. 目的 : 患者の医療費の負担軽減を図りつつ、最適な治療を選択できるようにするための研究を促進する仕組みを構築する
2. 実施主体 : 都道府県
3. 対象医療 : B型C型肝炎ウイルスによる肝がん・重度肝硬変に対して行われる入院医療で保険適用となっているもの(具体的には別に定める)のうち、当該医療の行われた月以前の12月以内に指定医療機関で肝がん・重度肝硬変の入院医療を受けて高額療養費が支給された月数がすでに3月以上あるもの
4. 対象者 : 肝がん・重度肝硬変に関する医療保険各法又は高齢者の医療確保に関する法律の医療に関する給付を受けている者で、臨床調査個人票及び研究への同意書を提出した者
 - <70歳未満>
医療保険者が発行する限度額認定証、又は限度額適用・標準負担額減額認定証の所得の区分がエ又はオに該当する者
 - <70歳以上75歳未満>
医療保険者が発行する高齢者受給者証の一部負担金の割合が2割とされている者
 - <75歳以上>
後期高齢者医療被保険者証の一部負担金の割合が1割とされている者
5. 実施方法 : 原則として指定医療機関に事業に必要な費用を交付することにより行う(自己負担限度額月額1万円)
6. 認定 : 都道府県知事は、指定医療機関が発行する臨床調査個人票を元に認定を行う。認定の有効期間は原則として1か年を限度とする。ただし、その期間を更新できるものとする。
7. 臨床調査個人票及び同意書 : 臨床調査個人票及び同意書の厚生労働大臣への提出。研究者への提供
8. 関係者の留意事項 : 個人情報の取扱いへの配慮
9. 国の補助 : 都道府県がこの事業のために支出した費用に対し、その2分の1を補助する。
10. 経過措置 : 都道府県は、当該事業の実施に必要な準備行為を事業実施前から行うことができる。事業の実施から一定期間内に指定を受けた指定医療機関に係る特例